### 特 今回はる 問い合わせ 住民環境課

# 人とペットが住みやすいまちへ

の人が住みやすいまちにするため、 せられます。飼い主とペットと地域 を掛け、多くの苦情や相談が町に寄 何ができるのかを考えましょう。 の生活を明るくしてくれます。その 部の心無い飼い主が周囲に迷惑 方で、ふんの放置や放し飼いなど ペットは家族の一員として、 日々

狂犬病を知っていますか

す。この狂犬病を日本で蔓延させな 現在でも多くの人が亡くなっていま ませんが、アジアなど近隣諸国では 率で死に至る恐ろしい病気 いために、「狂犬病予防法」という法 予防接種が義務付けられています。 犬を病気から守るためだけではな 乳類に噛まれることで感染します で、人がウイルスを持った哺 く、人の狂犬病を予防するためにも 日本では近年、発症事例はあり 狂犬病は発症したら高確

法律と義務を再確認

を加えないように定められた「動物 康と安全を守り、動物が人に危害 狂犬病予防法のほか、 動物の 健

しましょう。

を再確認しましょう。 くため、飼い方のルールやマナー の幸せ、地域との良好な関係を築 教えましょう。また、犬や飼い主 えをしないなど基本的なことから や人に慣れるようにして、

律が定められています。

よく寄せられる犬の苦情

庭や道路にふん尿を放置さ

●近所の犬の鳴き声がうるさい リードを着けずに散歩して

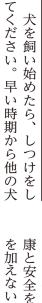
れる

いるので怖い ●公園に捨て犬がいる ●他人の飼い犬に噛まれた

### 命を預かる責任を

情などでやむを得ず犬を飼えなく なったときには新たな飼い主を探 預かるという責任を持ち、最後ま ときは罰金が科せられます。命を 話をしなかったとき、犬を捨てた や犬に餌をあげないなど適切な世 で飼いましょう。また、家庭の事 飼い主が犬に危害を加えたとき

### す。これらの法律と条例で犬の飼 愛護および管理に関する条例」で 福岡県が定めたのが「福岡県動物の う法律があります。これをもとに れています (3ページ参照)。 い主にはいくつかの義務が定めら の愛護及び管理に関する法律」とい



しつけと飼い方のルール





### 飼うときは家庭に合った犬種選びを

犬を家族に迎えるときは「子どもが欲しがった」「かわいい」などの理由で衝動的に飼うのはやめましょう。犬には犬種によって習性、本能、気質があります。家庭環境や家族構成に合わせて、犬を飼うかどうかを考えましょう。

犬を飼ったあとに「吠え続けて困っている」という悩みをよく聞きます。しかし、その犬は「吠えやすい」習性を持つ犬種だったということがあります。また、犬の平均寿命は15年ほどです。犬を飼うと、餌を与える・散歩をする・予防接種を受けさせるなどの身体的、金銭的な負担がかかります。しっかり犬の知識を学んで飼ってください。

犬のしつけは生後2カ月で始めます。この時期に車や地域の人、他の動物などの刺激に慣れさせることで、社会で生活する準備ができます。

犬を飼うことを十分に考え、飼ったことを後悔する

ことがないようにしてください。 その気持ちは犬に伝わってしまい ます。自分の家庭に合う犬を見 つけ、命を預かる責任を持って、 最後まで命を見届けてください。

福岡県動物愛護推進員

なくらうち きょうこ

櫻内 京子さん



### ❷ 犬の登録

生後 91 日以上の犬は、飼い始めてから 30 日以内に自治体に登録しなければなりません。登録



すると、登録の証として鑑札が交付されます。もし、 紛失したときは再交付申請 が必要です。

### ② 狂犬病の予防注射

飼い主には毎年一度、犬に狂犬病の予防注射 を受けさせることが義務付けられています。動物

病院か毎年4月に町が実施する狂犬病予防集合注射で接種し、注射済票の交付を受けてください。注射済票を紛失したときは、再交付申請が必要です。



### ❷ 登録事項変更届の提出

引越しや譲渡などで犬の所在地、飼い主の名前・住所が変わったときは登録事項変更届の提出が必要です。

### ❷ 死亡届の提出

飼い犬が死亡したときは、登録の抹消手続き のため死亡届の提出が必要です。届出のときに は鑑札と注射済票を一緒に提出してください。

### ☎ 鑑札と注射済票の装着

鑑札と狂犬病予防注射済票は犬に着けておか

なければなりません。屋外で飼っている犬だけでなく、室内で飼っている犬にも装着しましょう。犬が迷子になったときの迷子札にもなります。



### ❷ ふんの除去

飼い犬の散歩中に、道路や公園、その他の公 共の場所でふんをしたときは直ちにふんを片付 けましょう。ふんは必ず持ち帰り、燃えるごみ で捨ててください。また、尿の臭いに困ってい る人もいます。尿をしたら水で流してください。

### ❷ 事故届の提出

飼い犬が人に危害を加えたときは、保健福祉 環境事務所に届け出をする必要があります。

### ❷ 係留



飼い犬は、柵やおりなどに入れるか、鎖などでつないでおかなければなりません。また、散歩中はリード (引き綱) が必要

です。噛みつき事故を防止するためにもリードは 短めに持ちましょう。また、伸びるリードは危険 なので散歩には使用しないようにしましょう。

# 猫は室内で飼うことが できるペットです

## 猫の苦情が増えています

る動物です。

あれば、室内で暮らすことができ

悪臭や繁殖期の鳴き声など、 ものです。ふん尿による 増加しています。 環境に影響を与える苦情や相談が 苦情の多くが猫に関する 町に寄せられる動物の 生活



染症から猫を守ることができ、迷子

掛けないだけでなく、交通事故や感

室内で飼うことで周囲に迷惑を

の防止などの利点もあります。室内



どで飼い主が分かるようにしま 主が判明しません。自分の飼い猫 務所に負傷動物として収容されま きなくなった猫が保健福祉環境事 す。これらの猫のほとんどは飼い に責任を持つためにも、迷子札な 衰弱や事故などで自力で移動で

## 迷子札を着けましょう

飼いでトラブルを減らしましょう。

〜よく寄せられる猫の苦情

公園に住み着いている 庭を荒らされた

車が引っかかれる

鳴き声がうるさい

対地内でふん尿をされる

が増える

絶対に捨てないで

野良猫に餌をあげる人がいて猫

は罰金が科せられます。命を預か しなかったり、捨てたりしたとき 主を探す最大限の努力をし に危害を加えたり、適切な世話を ましょう。犬と同じで、猫 なったときは、新しい飼い やむを得ず猫が飼えなく

動のできる高さを工夫した空間が

去勢手術をし、十分な餌と上下運

猫は室内で飼いましょう。

不妊·

飼い猫を守るために

ī

るという責任を持ち、最後まで飼 いましょう。

## 野良猫との付き合い方

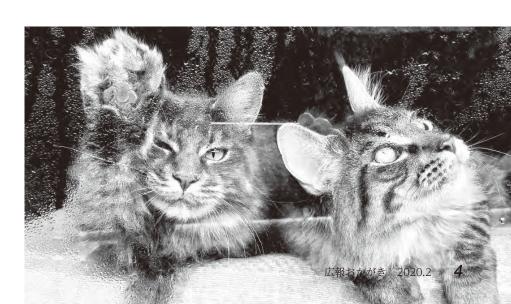
問題として、改善に向けてみんな ることはできません。地域の環境 ているため、個人や行政で駆除す 44件で年々増加しています(図1)。 関する苦情件数は平成30年度には で考えていきましょう。 する法律」で愛護動物に定められ 保健福祉環境事務所管内での猫に う相談が町や保健福祉環境事務所 によく寄せられます。宗像・遠賀 猫は「動物の愛護及び管理に関 野良猫の被害で困っているとい

### 図 1 猫の苦情件数 (件数) 484 500 400 333 300 200 75 100 0 H28 H29 H30 (宗像·遠賀保健福祉環境事務所管内)

# 野良猫には餌を与えないで

て飼い主になり、 餌を与えるのであれば責任を持っ 飼い主のいない不幸な猫を増やし す。また、新たな子猫が生まれ、 どさまざまな問題を引き起こしま てしまうことにもつながります。 て猫が集まり、ふん尿、 野良猫に餌を与えると餌を求め 室内で飼うよう 鳴き声な

にしましょう。

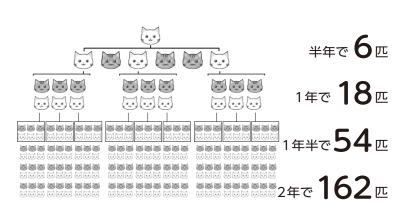




### 過剰繁殖を防ぐため 不妊・去勢手術を

猫を飼い始めたときは、不妊・去勢手術をして過剰繁殖を防ぎましょう。病気の予防やストレスの軽減となり、繁殖のための争いや望まない妊娠を避けることができます。





### 猫 1 匹が 2 年で 162 匹に ……

猫は年に2~3回出産し、1回の出産で平均6匹の子猫が産まれます。その半分がメスだったら、一年後に18匹の猫が増えます。1年半後には54匹、2年後には162匹……あなたは、産まれてくる全ての猫に責任が持てますか。

### 飼い主はみんなが快適に暮らせる努力を

### 猫の引き取りは行っていません

保健福祉環境事務所には、猫の苦情が多く寄せられます。最も多い苦情は「近所に猫が増え、居ついて困る」というものです。そういった猫を引き取ってほしいという要望があるのですが、これらの猫はぱっと見た限りでは、野良猫か飼い猫かの判断ができないため、ケガをしているか、室内飼いと分かる猫以外の

引き取りは基本的に行っていません。

00

まずは飼い猫以外に、餌を与えないことを徹底してく ださい。また、野良猫の世 話を地域ぐるみで行う「地域

宗像・遠賀保健福祉環境事務所 係長 永田 朋子さん 猫活動」の支援もしています。野良猫の対応に困ったときは住民環境課や保健福祉環境事務所に相談してください。

### 飼い主が心掛けるべき [3 つのポイント]

猫を飼っている人にお願いしたいのは、迷子札の付いた首輪を必ず着けること、室内で飼うことです。外には事故や病気など、さまざまな危険があります。

また、必ず不妊・去勢手術を行ってください。猫の 繁殖力は高く、すぐに増えてしまいます。

犬や猫などのペットを飼っている人は

- 1.ペットとの暮らしを楽しむこと
- 2. ペットが幸せであること
- 3. 周囲の人に迷惑を掛けないこと

この3点を心掛け、動物の福祉に配慮して地域の人、 飼い主とペットが快適に暮らせるように努めてほしい と思います。